

「令和7年度特定廃棄物等調査及び検討業務」の質問回答書

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	業務内訳書 (令和7年度特定廃棄物等調査及び検討)	3頁	安全費	安全費の単価は帰還困難区域外の単価でよろしいでしょうか。また、安全講習費の単価についてご教示をお願い致します。	安全費の単価は帰還困難区域外の単価を採用しています。安全講習費については令和6年4月 除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第17版）「19.1.1.3 除染電離則に係る安全講習費」に記載の通りです。
2	業務内訳書 (令和7年度特定廃棄物等調査及び検討)	4頁	電子成果品作成費	その他設計の計算式にて算出しているのでしょうか。	貴見の通り。
3	業務内訳書 (令和7年度特定廃棄物等調査及び検討)	4頁	旅費交通費（率分）	直接人件費×0.63%の計算式にて算出しているのでしょうか。	旅費交通費（率分）については、土木設計業務における旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）を採用しています。
4	業務内訳書 (令和7年度特定廃棄物等調査及び検討(選別場測量))	1頁	旅費交通費（率分）	直接測量費×0.56%の計算式にて算出しているのでしょうか。	旅費交通費（率分）については、測量業務における旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）を採用しています。
5	業務内訳書 (令和7年度特定廃棄物等調査及び検討(選別場測量))	1頁		「特殊勤務手当」「安全費（積上げ）」は旅費交通費（率分）・電子成果品作成費の対象外でよろしいでしょうか。	貴見の通り。
6	業務内訳書 (令和7年度特定廃棄物等調査及び検討(選別場測量))	1頁	安全費	安全費の率は、その他の0.25%でよろしいでしょうか。	測量の安全費の率については、測量業務積算基準の安全費率の「その他」を採用しています。
7				技術者単価について、入札公告中に単価の改正があった場合は新単価が適用されるのでしょうか。	技術者の単価は、「令和6年度設計業務委託等技術者単価」（国土交通省単価）を適用している。また、入札公告期間中に適用単価の改正があった場合、新単価を適用することとする。新単価及びその適用開始時期については、福島地方環境事務所ホームページに掲載する予定なので、ホームページを確認すること。（福島地方環境事務所ホームページ>「調達情報」>「積算基準・資材単価等」） https://fukushima.env.go.jp/procure/index.html
8	-	-	-	技術者適用単価について、国土交通省設計業務委託等技術者単価にて入札公告期間中に適用単価の改正があった場合、最新単価が適用されますでしょうか。	回答No.7を参照してください。
9	業務費内訳書	4頁	-	旅費交通費は率を用いた積算（土木設計業務、滞在を伴わない業務の場合）として、直接人件費の0.63%として計上し、上限24.4万円と考えてよろしいでしょうか。	旅費交通費（率分）については、土木設計業務における旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）を採用しています。
10	業務費内訳書	4頁	-	電子成果品作成費につきまして、設計業務等標準積算基準書（令和6年度版）3-1-3を基に、その他の設計業務でよろしいでしょうか。	貴見の通り。
11	本工事費内訳書	2頁	-	諸経費は、直接業務費の15%と考えてよろしいでしょうか。	特定廃棄物調査の諸経費は、直接業務費の15%としています。